

試験問題（解答時間40分）（100点）

巡回監査 I

問1

次の文章は「TKC会計人の基本理念（25項目）」13番について述べたものです。□Aから□Eに、当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。（計10点）

大乘仏教の教論等には、実に頻繁に自利利他という言葉が出てくる。自利利他の意義をどう解釈するか、には諸説があるようだ。例えば善戒経には「身心寂靜なる、これを自利と名づけ、身心靜なるが故に衆生を悩まさず、是を利他と名づく」と出ている。わたくしは、自利利他を、自利とは利他をいう（最澄伝教大師伝）と解するのが、いちばん解り易く、かつ、素直だ、と感じている。最澄によれば、自利の自とは、一心のこと、即ち人間の終極的主体性のことだと解しているようであり、利他の他とは、□Aだと解しているようである（「天台法華宗牛頭法門要纂」参照）。

第一義的には、そのようなわけだが、世俗の感覚からいえば、□Bをいうのだ、と解しても良からう。別言すれば、他のために□Cが、即ち、本当の自分のためなのだ、と解してもよい。これを理念として捉え、□Dとして位置づけている職業会計人は実に少ない。大多数の会計人は、直接間接を問わず、自分の利益（利己）を発想の原点に置き、自分は心底で利己を中軸として発想し行動しているのだから、他人もそうであるに違いない、と勝手な臆断を下している。かくして会計人中には大人物といわれる者は稀であり、真の成功者といわれる者も少ない。それは顛倒妄想を気付かずに生活の常態としているからである。

TKC会計人は、そうであってはならない。ただ一度のこの人生で、職業会計人たることを誇り高き天職と心得ている人達のはず。とすれば心底から□Eと念じて徹底奉仕すべきなのだ。これが本格的な成功者の条件でもあるのである。

- | | |
|------------------------------------|--------------------------|
| 1. 実在しない自我を観念すること | 2. 関与先のため、職員のため、国家社会のため、 |
| 3. 徹底的に奉仕すること | 4. 自分の真の利益は、他を利すること |
| 5. 他のために行動することが、いずれは自分の利益となって返ってくる | |
| 6. 自分の実践上の原理 | 7. 諸法即ち万象のこと |
| | 8. 理想のスローガン |

問2

次の文章はTKC理念の「会計人に必要な資質の問題」について述べたものです。□A□から□E□に当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。(計10点)

世界的に有名な『モントゴメリーの監査論』(Montgomery's AUDITING)は、成功する会計人に必要とされる資質について詳述している。いまその概要を翻訳紹介すれば、次の通りである。

①～⑥省略

⑦ その他人間的特質について

「若い会計人にとって、自分の□A□は重大である。助言や指導は、いつでも受けられるとは限らない。自分で解決策を見出さねばならない場面は実に多いのである。上級者によって間違いを訂正して貰うことは出来るが、本人が徒に閉鎖的である場合には、□B□自分の確信培養の機会を失うのである。

更に会計人は他人の参考意見を聞いて結論を下す場合もあるが、自分の立場が健全であり、またその健全性について他人を説得できることが大切である。従って、礼節心や、何をなすことが適切かの視野、更に、自分の□C□、他人に不快感を与えない態度などは、会計人の価値高い属性だといえる。

最後に、鋭い□D□が重要である。それは自分の業務遂行に関してばかりではなく、関与先の財務運用状況の観察に当って、又は関与先の事業活動に対する助言に当って重要である。この場合、□D□とは、営業取引や営業方針の健全性に関する明確な把握力と合理化能力とを意味しているが、それは多く直観的なものであり、若し諸君がこれを欠いている場合には、この感覚は培養する必要がある。

これなくしては、会計人の成功は、著しく制限されたものになってしまうからである」

ここで諸君は、モントゴメリーの監査論が、会計人の閉鎖性を指摘し、これが確信の培養つまり若い会計人の本格的成長と相い容れないとしている点を、重く見なければいけない。更に、鋭い□D□が、実は□E□によるものであり、これを欠いては会計人の成功は、余り期待できないとしている点を重視すべきであろう。

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1. 責任で行動すること | 2. 慎重な判断 | 3. 確信を培養すること |
| 4. 本人による | 5. 他人による | 6. 直観力の練磨 |
| 7. 事業感覚 | 8. 立場を堅持しながら | |

問3

次の文章は「巡回監査をやらない会計人はプロではない」の一節です。□A□から□E□に当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。(計5点)

私が巡回監査の実施を叫ぶのは、□A□が原理的にはそのことを要求していると解しているからです。我々の言う巡回監査とは、職業会計人本人またはその従業員が、毎月1回以上にわたって関与先を訪問して、その会計処理を実施している現場で、会計に関する真実性を確認し、過ちがあればこれを訂正させてくることを意味しています。なぜ関与先に出向く必要があるかと言えば、もし関与先に出向かなかった場合には、□B□が、その量と質との両面から、納税者の故意、錯誤、または過失によって減殺されてしまう危険があるからです。米独においては、□C□と懲戒処分の対象とされるわけですが、日本ではこの点での積極的な明文規定を欠いているばかりに、□D□上の厳粛さを欠き、非職業会計人にいつでも取って代わられるほどの、社会的に低い評価水準に低迷しています。巡回監査をやらない会計人は、言葉の厳密な意味では会計人ではないのです。□E□をやっていないものが、どうしてプロの会計人と言えましょうか。

- | | | |
|---------------|-------------|-------------|
| 1. 適時、正確な会計処理 | 2. 真実性の追及 | 3. 税理士法 |
| 4. 租税正義実現 | 5. 巡回監査を怠る | 6. 会計処理の適法性 |
| 7. 法人税法 | 8. 会計資料の真実性 | |

問4

次の文章は「税理士の4大業務」のうち「会計」について述べたものの一部です。□A□から□E□に当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。(計10点)

税理士の会計業務については、税理士法第2条第2項で「税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる」と、税理士を□A□として位置付けられています。会計業務については「TKC会計人の行動基準書」3-5でも「会計業務とは、税理士法第2条第2項に定める、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して行うことのできる財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行、その他財務に関する事務をいう。但し、税理士法人の場合は税理士業務に付随しないで行うこれらの業務を含む。」と定義しています。さらに会計と□B□との適合性や、税理士法第33条の2の書面添付制度の活用にも触れ、□C□と会計参与という立場で会計専門家としてその役割を果たしていく必要があるとしています。

TKC会計人は職業会計人として、税理士法上「□D□会計処理の基準」や「□E□」を正しく適用し遵守する必要があると共に、税務以外の財務分析や管理会計はもちろんのこと、さまざまな会計基準や会計の国際事情、監査制度そして中小企業の会計等、幅広く最新の会計知識を学び業務に活かしていく必要があります。

- | | | |
|------------------|----------------|--------------|
| 1. 会社法・税法 | 2. 監査役 | 3. 費用収益対応の原則 |
| 4. 申告納税制度 | 5. 認定経営革新等支援機関 | 6. 正規の簿記の原則 |
| 7. 一般に公正妥当と認められる | | 8. 会計の専門家 |

問5

次の文章は「幹部職員錬成における心の問題」の一節です。□A□から□E□に当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。(計10点)

心の問題の難しさ

会計事務所の経営者にとって、最大の難問の一つは、幹部職員養成に当たっての職員の心の問題の取扱いである。職員に税法知識を身につけさせ、会計学理論を覚えさせることは、難問ではない。それは彼らが幼年時代から、心を外部的世界に向けることに馴れており、会計事務所に勤務する以上は、一日も早く自分の外部にある専門的知識を吸収し、資格も取りたいとの願いを、多かれ少なかれ抱いているからである。然し、実際には、専門的知識と技能とを持っているというだけでは、彼は一介の職人に過ぎない。彼は□A□を習得する必要を内包している。

なぜかなら、規模の大小を問わず、彼が最終的に相手にするのは、会計資料ではなくて、□B□だからである。従って彼は、専門的知識技能の他に、①洞察能力、②問題発見能力、③規範遵守能力、④指揮能力などのほか、⑤各種の報告能力において、職人的水準にいる職員達よりもきわだって秀れていなければならないのである。そして、これらの諸能力は先天的のもの、つまり、生来のものである場合は稀であって、多くは□C□に待つ他はない。それは優れて心の問題であり、而も、従来のような向外的な心の機能、例えば□D□といった領域の問題ではなく、向内的な心の機能、例えば、□E□といった領域の問題であるだけに、その難しさは予想以上のものがある。

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| 1. 租税法 | 2. 反省、内省、自分の価値観の吟味、瞑想、自覚、決心持続 |
| 3. 本人の自覚による後天的な修練 | 4. 読書、理解、記憶、応用 |
| 5. 経営者 | 6. 専門的な資格と実務経験 |
| 7. 所長の指導による職業上の訓練 | 8. 人間の管理技法 |

問6

次の文章はTKC全国会元会長の松沢智氏の「税理士の職務と責任」（前編）の一節です。

A から E に当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。（計5点）

税理士は A たれ

戦後、シャウブ博士は、税務行政について誤りがある場合に、それをチェックし、正しい方向に是正する専門家が税理士だと語っています。税理士法第1条でも、税理士の B を打ち出しています。これが税理士のあるべき姿なのです。だから、税理士はロイヤー（Lawyer）なんだ。法を实践する職業なのです。（中略）

通達は本来、 C にもかかわらず（国家行政組織法第14条第2項）、その通達の解説が出ている。そういうものがなければ実務ができないというのはおかしいのではないか、ということで裁判官時代の私は、通達はいっさい見ないようにしていました。通達は D であり、裁判所が一方の理論だけを採用できない。判断基準はあくまでも「 E」なのです。

- | | | |
|--------|----------------------|-----------------------|
| 1. 法 | 2. 税務当局の理論 | 3. 国家が国民の法解釈の手助けをするもの |
| 4. 法律家 | 5. 裁判官 | 6. 使命 |
| 7. 倫理 | 8. 上級庁の下級庁への指揮・命令である | |

問7

次の文章は、「月次巡回監査の全関与先への原則実施」について述べたものです。□Aから□Eに当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。(計10点)

月次巡回監査の全関与先への原則実施

月次巡回監査及び決算監査は、原則として、すべての関与先に実施する必要があります。

この点を軽く考えて、一部の関与先には月次巡回監査を実施するものの、他の関与先については、年数回だけの巡回監査でお茶を濁したり、会計資料を預かるためだけに関与先に出向いたり、会計資料を会計事務所に持ち込ませて起票を代行したりする会計事務所も一部にあるようです。

しかし、たとえ、受領する□Aと月次巡回監査に係る□Bを比べれば明らかに採算割れとなる関与先があるとしても、月次巡回監査は、原則としてすべての関与先に実施すべきです。飯塚毅初代会長は、「□Cと知りつつ業務を行った場合が故意であり、知らずにやったときは□D違反となる。行政処分は刑事処分とは全く別であり、一枚の始末書で、税理士の資格剥奪が可能なのである。巡回監査は絶対に無理をしても断行すべきものであり、損得計算、銭勘定の対象領域ではないのである」と述べられています。

以上の視点を欠く場合は、「水は低きに流れる」との言葉どおり、月次巡回監査体制の構築はいつまでたっても不可能であり、結果として、その会計事務所の権威や□Eは一向に高まりません。

- | | | |
|-----------|--------------|---------|
| 1. 相当注意義務 | 2. 社会的な評価 | 3. 限界利益 |
| 4. 顧問料 | 5. コスト | 6. 脱税行為 |
| 7. 適当注意義務 | 8. 真正の事実ではない | |

問8

次の文章は、巡回監査における税務監査の側面（税務監査＝全部監査）について述べたものです。正しいものには○を、誤っているものには×を選択しなさい。（計5点）

- (1) 巡回監査において、ITの活用により、一定のパラメータを設定し異常値を発見する、関連する科目を結び付けて比較検討するなどさまざまな分析的手法が容易に活用できるため、作業効率向上に加え、より深掘した監査が可能になる。
- (2) 巡回監査は、税理士の職責を全うし、真実の決算と申告を実現することにあるため、その行為は、記録と事実の照合であり、ITの進化によって現場に赴く必要はない、ということはない。
- (3) 全部監査は、「真正の事実」に基づいて業務をするため、税務調査が原則として課税所得を構成するもの全部に及び全面調査であるため、消費税の仕入税額控除の要件が満たされていることを確認する必要がある。
- (4) 全部監査とは、課税所得を構成する個々の取引をその事実関係について確認し、それらが全体として適法かつ正確に申告所得を構成しているかどうかを確かめることである。
- (5) 全部監査がすべての取引を対象とするのは当然なので、100円の伝票も1千万円の伝票も同じ監査手法をとらなければならない。

問9

次の文章は、「関与先のライフステージ別の支援内容」について述べたものです。 A から E に当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。 (計10点)

関与先のライフステージ別の支援内容

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」には、金融機関の行うコンサルティング機能として、以下のように顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューションの例が掲載されています。会計事務所が行う支援業務についても、このように企業の状況ごとに区分して対応するとよいでしょう。

(中略)

① A

地域経済の活性化のためには、既存の事業者の存続発展とともに創業の成功が必要となります。会計事務所ができる創業支援は、創業計画の作成支援と進捗管理です。

② B

経営革新支援のためのさまざまな補助金・資金繰り支援制度を紹介し、経営革新計画の作成やモニタリング等の支援を行いましょ

③ C

以下のような状態の企業に会計事務所が行う経営改善支援の中心は、経営改善計画策定支援です。

●すでにリスクを行っているが、保証協会や担保で保全されているため支援が後回しになっている関与先

●リスクは行っていないが、赤字や債務超過が続いている関与先

●資金繰りが厳しく、これからリスクを検討している関与先

金融支援としては、「借換保証」「セーフティネット貸付」「資本金劣後ローン」などがあります。

④ D

事業の存続がいたずらに長引くことで、かえって経営者の生活再建や当該顧客企業の取引先の事業等に悪影響が見込まれる先などには、事業の持続可能性や経営者の事業意欲等を見極め、債務整理等を前提とした企業の再起に向けた適切な助言や自主廃業を選択する場合の対応等を含めた円滑な処理等への支援をすることが大切です。

⑤ E

中小企業の事業承継を円滑に進めるには、経営状況や経営課題等の把握（見える化）や事業承継に向けた経営改善（磨き上げ）、事業承継計画の策定と実行の支援が求められます。

自社株評価や相続税試算等も含め、TKCシステムを活用し総合的な支援を行いましょ

1. 成長段階におけるさらなる飛躍が見込まれる企業への支援
2. 経営改善が必要な企業への支援
3. 組織再編が必要な企業への支援
4. M&Aが必要な企業への支援
5. 創業・新事業開拓を目指す企業への支援
6. 事業の持続可能性が見込まれない企業への支援
7. グローバル化企業への支援
8. 事業承継が必要な企業の支援

問10

次の文章は、「申告是認率の向上を目指して」について述べたものです。正しいものには○を、誤っているものには×を選択しなさい。(計5点)

- (1) T K C財務会計システムの優れた特長の一つが、「遡及追加」、「遡及削除」ができるところにある。
- (2) T K C会員事務所は、月次巡回監査を「基幹業務」と位置付けて、その完全実施体制の構築を目指している。
- (3) 「無償独占」とは、税理士ではない者が、税理士法第2条に定める税理士業務（税務代理、税務書類の作成、税務相談）を、たとえ無償であっても行ってはならない、とされていることをいう。
- (4) T K C全国会は巡回監査を会計事務所の基幹業務とし、これを有効に実施するために、巡回監査報告書と決算監査事務報告書を活用することを義務付けている。
- (5) T K C会計人は、『事務所の体質改善』と『業務の品質管理』とに最重点を指向されているので、所長と職員の研修参加を、強く要請している集団である。

問 1 1

次の文章は、「これからの税理士業務」について説明したものです。□A□から□E□に当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。(計10点)

武田隆二TKC全国会第3代会長は、『TKC会報』(2002年8月号)において「計算の信頼性の保証こそ21世紀の税理士業務」と題し、「□A□こそが、21世紀における職業会計人の業務の大きな柱になる」として、次のように記述されています。

「規制緩和に関連して注目すべき点は2つあります。1つは、規制緩和による競争の自由の保証、すなわち『□B□の自由化』の問題。もう1つは、パソコン・ソフトの普及による文書(申告書)作成の簡素化の促進、すなわちデータの入力だけで誰もが、ある程度自由に文書(申告書)作成が行えるという『□C□での自由化』の問題です。

この両者の自由化が、税理士業界にも何らかの影響を与えてくるのではないかという心配をおもちだします。

しかし、自由化できない部分があります。それが「□A□」です。□B□の自由化と□C□の自由化とを橋渡しする機能、すなわち両者の照応関係を保証する業務(計算の信頼性の□A□)こそが、21世紀における資格業務の特権として残されているのであります。

会計業務の上で、税理業務が成り立つためには「『実体』と『数』の一致の証明」という業務が必要になります。そして、実体と数との『有意なつながりを証明』するためには、実体を写像するための『装置(会計システム)』がなければなりません。これが会計基準です。会計基準に則した財務諸表であるという確実な基礎の上で、初めて、『申告書の信頼性』が期待されることになるわけです。その申告書の信頼性を、記帳業務と相関連づけながら□D□する。すなわち、申告業務の適正さを担保するという一連の業務を実行できるところに、『□E□』と区別された『資格者の税理業務』の存在価値があるといえます。」

- | | | |
|--------------|-----------------|----------|
| 1. 非資格者の税務業務 | 2. データのアウトプット段階 | |
| 3. 第三者的に保証 | 4. 書面添付 | 5. 事業活動面 |
| 6. 保証業務 | 7. 顧問料 | 8. IT活用 |

問 1 2

次の文章は、「国の要請に基づく認定経営革新等支援機関の役割」について述べたものです。

□ A □ から □ J □ に当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。(計10点)

国の要請に基づく認定経営革新等支援機関の役割

経営革新等支援機関制度は、中小企業支援の担い手の多様化・活性化を図るため、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う「経営革新等支援機関」(□ A □) を認定する制度です。認定経営革新等支援機関と □ B □ が連携して中小企業への経営支援と金融支援を行い、かつ、「□ C □」をそれらの支援の中心に位置づけて、中小企業の □ D □ を強化する(会計で会社を強くする)という立法趣旨のもと中小企業経営力強化支援法(平成24年6月21日成立)によって創設され、その後、同法律は「中小企業等経営強化法」に名称を改め現在に至っています。

(中略)

この制度は、□ E □ に関する専門的な知識や中小企業等に対する支援に関し、経営革新等支援業務に係る実務経験を有する税理士等が支援機関になることを想定して設けられています。その背景には中小企業会計制度の整備、TKC全国政経研究会による提言活動などがありました。また、「中小企業経営革新支援法」に基づく経営革新計画承認企業の増加等、TKC会計人の取り組みの成果が、「税理士が中小企業の □ D □ ・ □ F □」を支援する専門家である」との評価を得ることにつながった点も追い風になりました。まさにTKC全国会の活動展開とTKC会員一人ひとりの努力が □ G □ の未来を切り拓いたといえます。

法律には社会を変革する力、いわゆる「社会形成力」があります。わが国の税理士は従来から経営助言業務を行っていましたが、税理士法に「□ H □」の文言がなかったため、法律の後ろ盾のない中での業務となっていました。しかし、本制度ができたことで □ I □ は、□ J □ を制度的かつ明示的に確保したことになりました。

- | | | |
|-----------|------------------|------------------|
| 1. 融資交渉力 | 2. 信用保証協会 | 3. 職業会計人 |
| 4. 認定支援機関 | 5. 税務、会計、保証、経営助言 | 6. 税理士 |
| 7. 経営 | 8. 経営助言領域 | 9. 地域金融機関 |
| 10. 財務経営力 | 11. 会社法 | 12. 税務、金融及び企業の財務 |
| 13. 計画策定 | 14. 資金調達力 | 15. 中小会計要領 |

【令和7年度巡回監査士試験】巡回監査 I

問題番号	解答欄	模範解答
第1問	A	7. 諸法即ち万象のこと
第1問	B	4. 自分の真の利益は、他を利すること
第1問	C	3. 徹底的に奉仕すること
第1問	D	6. 自分の実践上の原理
第1問	E	2. 関与先のため、職員のため、国家社会のため、
第2問	A	3. 確信を培養すること
第2問	B	5. 他人による
第2問	C	8. 立場を堅持しながら
第2問	D	7. 事業感覚
第2問	E	6. 直視力の練磨
第3問	A	3. 税理士法
第3問	B	8. 会計資料の真実性
第3問	C	5. 巡回監査を怠る
第3問	D	4. 租税正義実現
第3問	E	2. 真実性の追求
第4問	A	8. 会計の専門家
第4問	B	1. 会社法・税法
第4問	C	5. 認定経営革新等支援機関
第4問	D	7. 一般に公正妥当と認められる
第4問	E	6. 正規の簿記の原則
第5問	A	8. 人間の管理技法
第5問	B	5. 経営者
第5問	C	3. 本人の自覚による後天的な修練
第5問	D	4. 読書、理解、記憶、応用
第5問	E	2. 反省、内省、自分の価値観の吟味、瞑想、自覚、決心持続
第6問	A	4. 法律家
第6問	B	6. 使命
第6問	C	8. 上級庁の下級庁への指揮・命令である
第6問	D	2. 税務当局の理論
第6問	E	1. 法
第7問	A	4. 顧問料
第7問	B	5. コスト
第7問	C	8. 真正の事実ではない
第7問	D	1. 相当注意義務
第7問	E	2. 社会的な評価

問題番号	解答欄	模範解答
第8問	(1)	○
第8問	(2)	○
第8問	(3)	○
第8問	(4)	○
第8問	(5)	×
第9問	A	5. 創業・新事業開拓を目指す企業への支援
第9問	B	1. 成長段階におけるさらなる飛躍が見込まれる企業への支援
第9問	C	2. 経営改善が必要な企業への支援
第9問	D	6. 事業の持続可能性が見込まれない企業への支援
第9問	E	8. 事業承継が必要な企業の支援
第10問	(1)	×
第10問	(2)	○
第10問	(3)	○
第10問	(4)	○
第10問	(5)	○
第11問	A	6. 保証業務
第11問	B	5. 事業活動面
第11問	C	2. データのアウトプット段階
第11問	D	3. 第三者的に保証
第11問	E	1. 非資格者の税務業務
第12問	A	4. 認定支援機関
第12問	B	9. 地域金融機関
第12問	C	15. 中小会計要領
第12問	D	10. 財務経営力
第12問	E	12. 税務、金融及び企業の財務
第12問	F	14. 資金調達力
第12問	G	3. 職業会計人
第12問	H	7. 経営
第12問	I	6. 税理士
第12問	J	8. 経営助言領域